

件名	愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律
<p>【改正の概要】</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号）が施行されることに伴い、新たに追加となった事務の一部を保健所を設置する市が処理することとする他、標記条例において引用している関係条文の規定整備を行うもの</p> <p>1 保健所を設置する市への新たな権限移譲</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条第 3 項に規定する、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する措置命令等に関する事務を、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>2 規定の整備</p> <p>(1) 条ずれ等の修正</p> <p>法第 35 条第 1 項 → 法第 35 条第 1 項本文 法第 35 条第 2 項 → 法第 35 条第 3 項</p> <p>(2) 用語変更に伴う修正</p> <p>動物取扱業→第一種動物取扱業 等</p>	
施行日	平成 25 年 9 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 25 条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。</p> </div>	